

障がい者雇用関係

事業所名：

1	業績		
2	資本額・出資総額		円
3	常用雇用労働者		人
4	道内の事業所数	事業所（道外事業所数	事業所）
5	道内事業所の雇用状況（申請月前月以前1年間）		
①	常用雇用労働者数	各月初日の常用労働者数の年間計 A	人
②	除外率		%
③	基礎となる常用雇用労働者	①（①×②（端数切捨））	人
④	雇用すべき障害者数	③×2.3%（端数切捨）	人
⑤	障害者雇用数	申請月前月以前1年間の雇用数（ア～カ） G	人
常用雇用者	重度の身体障害者及び知的障害者	実雇用数（B）人×2 →	ア 人
	上記以外の身体障害者及び知的障害者	実雇用数 C	イ 人
	精神障害者数	実雇用数 D	ウ 人
短時間労働者	重度の身体障害者及び知的障害者	実雇用数 E	エ 人
	精神障害者	実雇用数（F）人×1/2 →	オ 人
⑥	障害者雇用率	⑤/④×100（小数点以下第2位四捨五入）	%

※表中、A～G欄の数値は、別紙①-2のA～G欄と一致

注1 障害者雇用算定年月は申請月の前月以前1年間とし、各月月初の人数を記載すること。

2 常用雇用労働者・障害者とは、以下の場合をいう。

(1) 期間の定めなく雇用されている場合

(2) 一定期間（例えば、1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復雇用されて事実上①と同等と認められる場合（具体的には、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用の時から1年を超えて雇用されると見込まれる場合）

(3) 日々雇用される場合で、雇用契約が日々更新され、事実上①と同等と認められる場合（具体的には②と同様）

3 短時間雇用障害者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の常時雇用されている障害者をいう。

4 重度の身体障害者及び知的障害者は、実雇用人数の2倍でカウントする（アには実雇用数の2倍を記入）。

5 精神障害者の短時間労働者については、0.5人分とカウントする（オには実雇用数の1/2を記入）。

6 挙証書類（労働局に提出している障害者雇用状況報告書の写し等）を添付すること。